

狭山市栲山ふるさとの緑の景観地保全計画〈公表版〉

平成26年3月決定

1 景観地の概要

狭山市栲山ふるさとの緑の景観地は、狭山・川越地域に残されたアカマツ、コナラ、スギ等からなる雑木林の一面で、県道川越所沢線の東側に位置する。所沢市駒ヶ原ふるさとの緑の景観地と隣接しており、樹林地が大規模に残された県内でも数少ない地域である。

2 自然環境等

この地域の植生は、コナラ群落、コナラ・アオハダ群落、コナラ・イヌシデ群落、落葉広葉樹林、アカマツ群落、スギ・ヒノキ群落などで構成され、中でも、コナラ群落、落葉広葉樹林が比較的広い範囲を占めている。

鳥類は、メジロ、シジュウカラ、キジバトなど県内平地林の典型的な構成種が確認されている。

両生類・爬虫類・哺乳類では、水域や湿地がないため両生類は確認されず、水域、湿地を必要としないカナヘビ、アズマモグラなどの確認にとどまった。昆虫類は、カブトムシ、サトキマダラヒカゲなど県内の平地林に生息する種が確認されている。

3 景観地指定後の状況

この景観地は、昭和61年度に4.68haの指定が行われ、以降7回の追加指定（昭和63年度3.94ha、平成2年度2.49ha、平成3年度0.85ha、平成5年度1.61ha、平成6年度1.61ha、平成7年度3.33ha、平成10年度に0.81ha）が行われ、合計19.32haの指定となっている。

緑被状況の経年変化を見ると、樹林地は平成2年度の19.32haから平成21年度には17.98haとなっており減少傾向にある。一方で工場・倉庫等が増加傾向にあり、樹林地が転換したものと考えられる。

景観地の緑を保全するため、平成12年度から15年度にかけて、埼玉県と狭山市において実施した「身近な緑公有地化事業」により1.14haを公有地とした。このほか、狭山市が取得した緑地が0.79haあり、合計で1.93haが公有地として保全されている。

土地所有者と埼玉県で締結している「緑の管理協定」については、平成24年度で13.85haであり、公有地と合わせた保全面積は15.78haとなっている。

なお、当景観地と隣接する所沢市駒ヶ原ふるさとの緑の景観地を含む区域

は「くぬぎ山地区」と呼ばれている。ここでは、地域住民、NPO、埼玉県や川越市、所沢市、狭山市及び三芳町からなる「くぬぎ山地区自然再生協議会」（自然再生推進法に基づく協議会）により、平成22年度から平地林の保全・再生・活用事業が実施されている。

4 保全及び管理の方針

(1) 緑地の保全

「自然環境保全機能」、「景観形成機能」、「ふれあい提供機能」、「防災・環境負荷軽減機能」など緑地が有する機能が十分に発揮されるよう、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

【手法の例示】

- ・ **ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付**

土地所有者による緑地の保全管理を支援するため、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付を継続する。

- ・ **保全する緑地の公有地化**

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、県と市が協力して行う身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

- ・ **緑地保全のための基金の拡充・活用**

貴重な緑地を次世代へ引き継ぐために創設された「狭山市みどりの基金」の拡充を検討する。

- ・ **緑地保全の推進に向けた要望実施**

緑地が減少する大きな要因は高額な相続税にあることから、平地林の相続の際も農地と同様に、平地林として維持することで相続税の納税を猶予し免除する制度を創設するよう、国に対し、引き続き要望する。

また、景観地内にある国有地（物納地）について、地元地方公共団体が保全できる制度を創設するよう、国に対し、引き続き要望する。

- ・ **特別緑地保全地区の指定**

周辺の山林が伐採されるなどの開発圧力により、まとまった樹林地が無くなるおそれがある場合には、特に保全すべき区域を現状凍結的に保全する方法として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討する。

- ・ **希少野生生物の保全**

豊かな自然環境を保全するため、定期的にモニタリング調査等を実施し、希少野生生物の生息状況の把握に努める。

(2) 緑の再生・維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取組を行うとともに、住民と行政等との協働による萌芽更新や下草刈り、清掃など樹林地の再生を図る取組を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなどを、関係機関と連携を図りながら実施していく。

【手法の例示】

- ・ **市民団体等との連携**

適切な維持管理を行っていくために住民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が気軽に参加できる緑化活動を支援する。

- ・ **協定制度等の活用**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度（里の山守制度）」の活用や都市緑地法に基づく「緑地協定制度」、「市民緑地制度」の活用を検討する。

- ・ **維持管理に伴う支援**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「里の山守制度」を活用した景観地の維持管理事業の支援を行う。

- ・ **ゴミ投棄等への対応**

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。

- ・ **緑のリサイクル**

樹林地の管理に伴い生じる枝葉等を、雑木林を利用して堆肥とするなど、農とのつながりの中から自然を保全する仕組みづくりを検討する。

- ・ **普及啓発**

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、市民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

(3) 緑との共生

地域住民の共有財産である当地域の貴重な歴史的・文化的財産を次世代へ継承していくため、緑地や施設を環境教育の場、普及啓発の拠点として利用するとともに、地域資源として活用を図る。

【手法の例示】

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

市民団体等との連携とあわせて、小中学校や子供会による自然観察会などの環境学習の場として活用し、緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

- ・ **緑の観光資源としての活用**

当景観地を含めた周辺の緑を、人と自然、地域の調和と活力を生み出す緑としてとらえ、公園や社寺境内地などの施設緑地等とともに緑の観光資源としての活用を検討する。

- ・ **ゴミ投棄等への対応（再掲）**

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。

- ・ **普及啓発（再掲）**

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、市民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

狭山市柵山ふるさとの緑の景観地域図



凡例

指定地

植生図凡例

I. 植生区分

- 1 コナラ群落
- 5 コナラ-アオハダ群落
- 6 コナラ-イヌシデ群落
- 7 秀麗広葉樹林

- 8 アカマツ群落
- 10 スギ・ヒノキ群落
- 11 隠性広葉樹林
- 12 空地雑草群落

II. その他土地利用

住宅・工場地・道路等



0m 100m 200m

(狭山市 柵山 植生図)